

令和6年度企業訪問によるワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進業務に係る公募型企画競争を実施するので、下記のとおり告示する。

令和6年（2024年）2月2日

札幌市長 秋元 克広



記

1 担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階

札幌市市民文化局男女共同参画室男女共同参画課 電話（011）211-2962

2 公募に関する事項

（1）業務名

令和6年度企業訪問によるワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進業務

（2）業務内容

企業への訪問員の派遣など、各企業のワーク・ライフ・バランス及び女性活躍の取組を推進するための支援を行う業務。詳細は仕様書による。

（3）履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月21日まで

（4）契約に至るまでの流れ

ア 企画競争参加者の募集及び企画提案書の受付

イ 企画提案書プレゼンテーションの実施

ウ 企画競争実施委員会による審査

エ ウの審査において最も評価が高い1者を契約候補者として選定

オ 上記エの契約候補者と所定の手続を経て、委託契約を締結する。

なお、企画競争の応募方法及び提出書類の詳細については、「令和6年度企業訪問によるワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進業務企画提案説明書」及び「令和6年度企業訪問によるワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進業務仕様書」による。

3 参加資格

この企画提案に応募する事業者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 札幌市内に事務所又は支社、支店を有し、札幌市内で事業を実施することができる
こと。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されているこ
と。
- (3) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加して
いないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再
生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著
しく不健全でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく
参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第
1号に規定する暴力団をいう。）に該当しない者。又は暴力団員（（札幌市暴力団の排
除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員でなくな
った日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (7) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく
入札参加者の不適格要件に該当しないこと。

4 手続き等

- (1) 企画提案説明書等の交付方法

令和6年2月2日（金）から札幌市公式ホームページにて公開

- (2) 質問書提出期限

令和6年2月9日（金）17時（必着）

- (3) 参加意向申出書提出期限

令和6年2月16日（金）17時（必着）

- (4) 企画提案書提出期限

令和6年2月27日（火）17時（必着）

5 企画提案の審査

- (1) 審査（ヒアリング）

参加意向申出書を提出し参加資格を満たした者に対して、令和6年度企業訪問によ
るワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進業務企画競争実施委員会（以下「実施
委員会」という。）によるヒアリングを行う。

ヒアリングは令和6年3月5日（火）を予定しており、詳細については、参加意向
申出書を提出した者へ別途通知する。

- (2) 審査方法

企画提案書の内容及びヒアリングの結果をもとに、審査基準に基づく審査を行い、実施委員会委員の評価点の合計が最も高い者を、契約候補者として選定する。

なお、総合評価点満点の6割を最低基準点として定め、提案者が1者の場合は、審査の結果、最低基準点以上の場合にその者を契約候補者とする。

6 その他

- (1) 企画提案に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例の定めるところにより、公開されることがある。
- (5) 企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等不正とみなされる行為があったときは、その企画提案を無効とする。
- (6) 委託業務の一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、委託業務の性質上、札幌市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。本提案中において、再委託にて実施を予定しているものがあれば、その内容及び予定している再委託先を明確にして提案すること。
- (7) 詳細は企画提案説明書及び仕様書による。